

許可証等書換え交付申請書

事 項	薬局、医薬品販売業等の許可証等の記載事項に変更が生じたとき
根 拠 法 令	法 律 第 11 条、第 23 条、第 38 条、第 40 条、第 40 条の 7 施 行 令 第 2 条の 3、第 2 条の 8、第 5 条、第 12 条、第 45 条 施 行 規 則 第 4 条、第 10 条の 6、第 21 条、第 28 条、第 142 条、第 149 条、第 155 条、第 178 条、 第 196 条の 5 施 行 細 則 第 6 条
提 出 部 数	薬局、薬局製剤製造販売業・製造業：2 部（1 部薬事管理課、1 部保健福祉事務所※） ※保健所設置市内（長野市・松本市）の場合は、各保健所に提出部数及び添付書類について確認すること。 店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：1 部（保健福祉事務所※） ※保健所設置市内（長野市・松本市）の場合は、各保健所に提出部数及び添付書類について確認すること。 薬種商販売業：1 部※（保健福祉事務所） ※保健所設置市内（長野市・松本市）の場合は、2 部（1 部薬事管理課、1 部長野市保健所又は松本市保健所） 配置販売業、卸売販売業、再生医療等製品販売業：2 部（1 部薬事管理課、1 部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所） 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局：2 部（1 部薬事管理課、1 部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所）
添 付 書 類	許可証等の原本
手 数 料	薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、再生医療等製品販売業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局：2， 1 0 0 円（長野県収入証紙、またはオンライン決済による納入※） 保健所設置市内（長野市・松本市）の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業については、各保健所に金額及び納入方法について確認すること。 ※オンライン決済による納入の場合は、<u>次頁を確認すること。</u>
そ の 他	1. 業務等の種別欄には、薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業又は再生医療等製品販売業の別を記載すること。 2. 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄には記載しないこと。 3. 変更届書を同時に提出すること。

(オンライン決済による手数料の納入について)

手 数 料	※オンライン決済による納入の場合は、業態ごとに設定された以下の QR コードから利用者側 URL にアクセスし、ながの電子申請サービスにより「支払の申込み」を行うこと。 なお、ながの電子申請サービスの利用にあたっては、利用者登録が必要です。 ①支払の申込みを行うと申込完了通知メールが届く ②申込完了通知メールに記載された整理番号を申請書に記載する ③県が支払申請を受理すると申請者に支払方法の案内メールが届く ④支払方法の案内メールに従い手数料の納入を行う
	薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、配置販売業、卸売販売業、再生医療等製品販売業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局  https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=72931
	店舗販売業、特例販売業、薬種商販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業  https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=72789

QR コードの誤読取に注意してください。

許可証
認定証
登録証
基準適合証
基準確認証

書換え交付申請書

業 務 等 の 種 別			
許可番号、認定番号、登録番号、 基準適合証番号又は基準確認証 番 号 及 び 年 月 日			
薬局、主たる機能を 有する事務所、製造 所、店舗、営業所又は 事 業 所		名 称	
		所 在 地	
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

許可証
認定証
登録証
基準適合証
基準確認証

上記により、

の書換え交付を申請します。

年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

長野県知事
市長

殿